東京春闘共闘会議
〈2027年度総会〉
［日時］10月22日（木）
ラパスホール、18時30分
E-mail lapaz@chihyo. jp
URL http://www.chihyo.jp

TOKYO はたらく仲間
279
2026年9月15日
（毎月15日発行）

発行　東京地方労働組合評議会（東京地評）
定価　１部40円（送料別）
〒170-0005　豊島区南大塚 2-33-10
東京労働会館
TEL　03（5395）3171
FAX　03（5395）3240

26秋季 年末闘争 国民要求実現に全力

個人消費の減少や倒産増加、物価高・ナフサ供給問題など、暮らしと中小零細事業者を取り巻く状況は厳しさを増しています。年末一時金や27春闘への賃下げ圧力も懸念されます。秋季年末闘争では、職場・地域の参加を広げ、単産・地域・産別を超えた共同を強力に進めます。社会的要求と悪政阻止を結び、世論と自治体への働きかけを進め、27春闘を見据え、暮らしと労働環境改善へつなぐ運動を力強く構築します。



暮らしを守る一時金獲得めざす
／写真は４・９最賃ビックアクション

年末一時金獲得

秋季年末闘争で要求する一時金は、暮らし悪化で切実さを増しています。中東情勢によるコスト増を理由とした経営の厳しい姿勢を打ち破るため、ストライキを背景にした職場闘争の確立と産別統一行動へ結集し、粘り強くたたかいます。制度的な要求も勝ち取るため、職場の組合員の意見に耳を傾け、要求書に結実させていきます。

医療介護現場の改善

医療や介護福祉などの単産の秋季年末闘争を支援し、ケア労働者の賃金・労働条件の改善を求める社会的な賃金闘争として取り組みます。ケア労働者の処遇改善にむけて、日本医労連の年末一時金回答指定日である11月4日の翌日に予定されるスト支援を強めます。

公務の確定闘争

公務の賃金闘争・人勧闘争は、最終盤の確定闘争です。27春闘も展望し「10・15公民共同行動」を最大の結節点として大きく成功させます。

悪法推進にストップ

秋の臨時国会では衆議院定数削減が企まれています。改憲へつながる法案阻止、さらには裁量労働制拡大をはじめとする労働法制改悪に反対する運動を展開します。

人事院勧告にあたって

東京自治労連 副委員長 岩間弘


岩間さん

全世代で引き上げ

人事院勧告は、月例給が民間給与を1万5056円（3・51％）下回るとして、すべての世代に及ぶ俸給表を引き上げるとしました。比較対象企業規模を見直した昨年に続く3％台の官民の賃金差に基づく改定です。再任用職員については8・5％の大幅引き上げとなり、一時金は期末・勤勉手当で0・05月等分に引き上げられます。

生活改善には不十分

改定は春闘を起点とした公務・民間の共闘による到達点であり、現場を支える再任用職員の切実な思いを力にした運動の成果です。しかし、長引く物価高騰の中では生活改善を実感できる水準には極めて不十分な内容です。

競争煽る新人事制度

今回「骨格」が示された「人事制度見直し」は、ポストの職責を俸給額で位置づける「職務給原則」を徹底し、生計費原則を完全に排除しています。その本質は「能力・実績主義」をことさらに強調した悪しき「ジョブ型人事・給与制度」の公務職場への本格導入です。本府省幹部職員を皮切りに、今後は一般職員にまで広げようとする動きは断じて許されません。

労働基本権の回復を

「人事制度見直し」は公務員制度の根幹を揺るがす重大な改変であり、労使合意抜きに進めることは決して容認できません。人事院が労働基本権制約の代償機関であるならば、幹部優遇ではなく権利を奪われた公務労働者の生活に寄り添うべきです。

地方自治体が公務・公共の役割を発揮するためにも、生計費原則に基づく賃金水準の確保、住民本位の行政にふさわしい賃金制度、専門性や熟練性を継承できる雇用の安定を求め、2026賃金確定闘争を都労連・特区連に全力結集してともにたたかい抜きましょう。

公務と民間の共闘 処遇改善の第一歩



一方的な不利益変更を断罪

熊本震災現地報告 仲間の力で復興へ

【東京土建書記次長・熊切健二】熊本地震を受け、東京土建は熊本建築労組（熊建労）へ現地調査を8月30日、31日に行いました。地震で高校生の娘さんを失った組合員など被害は甚大です。全国の建設組合から応急修理に使うブルーシート、保存食、飲料水が大量に届き大変感謝していました。現地では自宅も被災している役員が率先し、一軒一軒、仲間のもとを訪問し困りごとの聞き取りをしています。「よく来てくれた。この組合に入っていて良かった」との声も聞かれ、労組が仲間の拠り所として機能しています。SNSが全盛であっても仲間のつながりに勝るものはありません。被災者支援をしたいと熊建労に加入し、仮設住宅建設の従事する経験も生まれています。現在、応急仮設住宅553戸の計画が進められています。東京土建は労働者供給事業を通じて住宅支援をすすめます。


熊建労に義援金を渡す
渡辺義久副委員長（中央）

自交総連東京地連 飛鳥交通裁判で全面勝利

【自交総連東京地連書記長・林悦夫】大手タクシー事業者「飛鳥交通グループ」3社を相手取り、原告団133人と弁護団8人が闘ってきた『賃金請求訴訟』の判決が7月29日東京地方裁判所において下されました。裁判所は会社が強行した歩合給引き下げの就業規則変更を「違法・無効」と断じ、原告へ未払い賃金全額（計約5062万円）の支払いを命じる歴史的な全面勝利判決を言い渡しました。


林さん

事の発端は、2022年11月の東京特別区・武三地区のタクシー運賃改定です。この改定は「乗務員の処遇改善」を最大の目的として国が打ち出したものでした。運賃が約14％引き上げられたため乗務員の手取りも増えるはずでしたが、飛鳥交通は労使合意のないまま一方的に就業規則を変更。「スライド賃下げ」を強行したのです。中には月額10万円以上の減給を強いられる仲間もいました。地裁判決は一方的な不利益変更の合理性を完全に否定しました。今回の勝利は、全国のハイタク労働者の尊厳と生活を守り抜いた極めて意義深いものです。

しかし、会社側は翌日に東京高裁へ控訴し、東京都労働委員会の救済命令も拒否し続けています。これに対し私たちは、8月18日に国土交通省へ要請を行い、厳格な行政指導を求めました。司法の判断を真摯に受け止めさせるまで闘いの手を緩めません。ライドシェア全面解禁阻止や処遇改善に向け、今後も東京地評の仲間と固く連帯し、総力を挙げて闘い抜く決意です。